

令和6年度 交通安全テスト 解答

	<p style="text-align: center;">問題と解説</p>	<p style="text-align: center;">かいとう 解答</p>
①	<p>自転車は、法律上は軽車両で、自動車と同じ車両に分類される。 問題のとおり。</p>	○
②	<p>高校生は自転車乗用中に、ヘルメットをかぶるよう努める必要はない。 全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗用中のヘルメット着用の努力義務が課されている。 【道路交通法第63条の11】令和5年4月1日施行</p>	×
③	<p>自転車で道路を通行する場合、歩道と車道の区別があり、歩道が「自転車通行可」でないところでは、原則、車道を通行しなければならない。 問題のとおり。 自転車は、原則、車道通行である。ただし、「普通自転車歩道通行可」の道路標識がある場合は歩道を通行することができる。</p>	○
④	<p>自転車で道路を通行する場合、端に寄っていれば、道路の左右どちら側を通行してもよい。 道路交通法上、車両は、道路の中央から左側を通行しなければならないと規定されており、特に自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない旨規定されている。道路の右側を通行すると3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金となる。 また、事故が起きた時に正面衝突になることが多く、重大事故につながるおそれがある。</p>	×
⑤	<p>自転車で道路を横断する場合、横断歩道の歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、歩行者用信号機に従わなければならない。 問題のとおり。</p>	○
⑥	<p>自転車で交差点手前を走行中、前方の信号が黄色に変わったら、他の交通に注意して進まなければならない。 信号が黄色に変わったら横断を始めてはならない。車両は停止位置から先へ進むことはできない。ただし、黄色に変わった時に停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができる。 「安全に停止することができない場合」とは、急ブレーキとなり、追突やスリップ等の危険が予測される場合を言う。</p>	×
⑦	<p>「軽車両を除く」や「自転車を除く」等の補助標識がない場合、自転車も道路標識に従わなければならない。 問題のとおり。</p>	○
⑧	<p>「自転車歩道通行可」の道路標識がある歩道を自転車で通行する場合、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。 問題のとおり。</p>	○



⑨	<p>じてんしゃ ろそくたい つうこう ばあい どうろ みぎがわ ろそくたい つうこう  <b>自転車</b>で<b>路側帯</b>を<b>通行</b>する場合、<b>道路</b>の<b>右側</b>にある<b>路側帯</b>は<b>通行</b>できない。  <b>問題</b>のとおり。</p> <p>ほどろ ふつうじてんしゃほどろつうこうか どうろひょうしき ばあい じてんしゃ どうろ さゆう ほどろ  <b>歩道</b>に「<b>普通自転車歩道通行可</b>」の<b>道路標識</b>がある場合、<b>自転車</b>は<b>道路</b>の<b>左右</b>どちらの<b>歩道</b>  <b>を通行</b>してもよいが、<b>路側帯</b>は<b>道路</b>の<b>左側</b>にある<b>路側帯</b>を<b>通行</b>しなければならない。</p>	○
⑩	<p>じてんしゃ そうこうちゆう ほこうしゃ ちが ばあい ほこうしゃ じてんしゃ ぞんざい き  <b>自転車</b>で<b>走行</b>中に<b>歩行者</b>と<b>すれ違う</b>場合、<b>歩行者</b>が<b>自転車</b>の<b>存在</b>に<b>気づいていない</b>ときは、  <b>自転車</b>の<b>ベル</b>を<b>鳴らして</b><b>歩行者</b>に<b>気づかせ</b>なければならない。</p> <p>じてんしゃ さゆう みとお こうさてん ま かどう どうろひょうしきどう してい  <b>自転車</b>は、<b>左右</b>の<b>見通し</b>の<b>きかない</b><b>交差点</b>や<b>曲がり角</b>等で、<b>道路標識</b>等により<b>指定</b>された  <b>場所</b>を<b>通行</b>しようとするときは、<b>警音器</b>を<b>鳴らさ</b>なければならない。</p> <p>ただし、<b>上記</b>のような<b>場合</b>以外で、<b>危険</b>を<b>防止</b>するためや<b>むを得ない</b>ときを<b>除き</b>、<b>警音器</b>を  <b>鳴らして</b>はならない。</p>	×
⑪	<p>しんごうき ない こうさてん と とうろ とうろ標識 ない ばあい つうこう どうろ こうさ  <b>信号機</b>のない<b>交差点</b>で、「<b>止まれ</b>」の<b>道路標識</b>のない場合、<b>通行</b>している<b>道路</b>よりも<b>交差</b>  <b>する道路</b>の<b>道幅</b>が<b>明らかに</b>広いときは<b>徐行</b>しなければならない。  <b>問題</b>のとおり。</p>	○
⑫	<p>ひろ どうろ じてんしゃへいしんか どうろひょうしき ばあい じてんしゃ だい よこ なら どうろ  <b>広い道路</b>で「<b>自転車並進可</b>」の<b>道路標識</b>がない場合は、<b>自転車</b>2台であれば<b>横</b>に<b>並んで</b><b>道路</b>  <b>を通行</b>しても<b>構わ</b>ない。</p> <p>へいしんちゆう じてんしゃどうし せつしょく てんどう てんらくじ こ じどうしゃ ほこうしゃ せつしょくじ こ  <b>並進中</b>は<b>自転車同士</b>の<b>接触</b>による<b>転倒</b>や<b>転落事故</b>、<b>自動車</b>や<b>歩行者</b>との<b>接触事故</b>の  <b>危険性</b>が高まる。また、<b>話す</b>ことに<b>夢中</b>になると、<b>自動車</b>や<b>歩行者</b>の<b>接近</b>に<b>気が付き</b>にくくな  <b>る</b>。「<b>並進可</b>」の<b>標識</b>がない場合、<b>歩道</b>又は<b>路側帯</b>での<b>並進</b>も<b>違反</b>の<b>対象</b>となり、<b>違反</b><b>すれ</b>  <b>ば</b>「<b>2万円以下</b>の<b>罰金</b>又は<b>料</b>」となる。</p>	×
⑬	<p>じてんしゃ かさき うんてん しよう うんてんおよ ちやくよう おんがく  <b>自転車</b>での<b>傘差</b>し<b>運転</b>や<b>スマートフォン</b>を<b>使用</b>しながら<b>運転</b>及び<b>イヤホン</b>を<b>着用</b>して<b>音楽</b>  <b>等</b>を<b>聴きながら</b>の<b>運転</b>等は、<b>危険な行為</b>であるが、<b>罰金</b>等の<b>厳しい罰則</b>は<b>設けられていない</b>。  <b>違反</b>すれば「<b>5万円以下</b>の<b>罰金</b>」となる。  <b>スマートフォン</b>等を使用する場合は、<b>安全な場所</b>に<b>停止</b>してから<b>使用</b>しなければならない。</p>	×
⑭	<p>じてんしゃ ふたりの やかん ない むとうかうんてんどう きげん こうい ばっきんどう きび  <b>自転車</b>の<b>二人乗り</b>や<b>夜間・トンネル</b>内の<b>無灯火</b><b>運転</b>等は<b>危険な行為</b>であるため、<b>罰金</b>等の<b>厳</b>  <b>しい罰則</b>が<b>設けられて</b>いる。  <b>問題</b>のとおり。</p> <p>やかん むとうか うんてん まんえんい か ばっきん ふたりの まんえんい か ばっきんまた  <b>夜間</b>の<b>ライト</b><b>無灯火</b>での<b>運転</b>は「<b>5万円以下</b>の<b>罰金</b>」、<b>二人乗り</b>は、「<b>2万円以下</b>の<b>罰金</b>又  <b>は料</b>」となる。</p>	○
⑮	<p>じてんしゃ うんてんちゆう じ こ お かがいしゃ みせいねん こうこうせい けいじせきん と  <b>自転車</b>を<b>運転</b>中に<b>事故</b>を<b>起こして</b><b>加害者</b>となっても、<b>未成年</b>の<b>高校生</b>は<b>刑事責任</b>を<b>問われ</b><b>た</b>  <b>り</b>、<b>民事訴訟</b>で<b>高額</b>の<b>賠償金</b>を<b>請求</b>されたりすることは<b>ない</b>。</p> <p>じてんしゃ こうつうじ こ お ばあい じゅうかしつちしししょうざいなど けいじせきん ひがいしゃ たい ぞんがい  <b>自転車</b>で<b>交通事故</b>を<b>起こした</b>場合、<b>重過失致死傷罪</b>等の<b>刑事責任</b>と<b>被害者</b>に対する<b>損害</b>  <b>賠償</b>等の<b>民事責任</b>が<b>生</b>じる。<b>加害者</b>が<b>未成年</b>で<b>責任能力</b>が<b>無い</b>場合は、<b>監督義務</b>のある  <b>保護者</b>が<b>賠償</b>しなければならない。</p> <p>また、<b>自転車</b>と同じ<b>事故</b>であっても、<b>負傷者</b>がいれば<b>救護</b>し、<b>道路</b>における<b>危険</b>を<b>防止</b>し、  <b>交通事故</b>の<b>状況</b>等、<b>警察</b>に<b>届ける</b>必要がある。<b>違反</b>すれば「<b>1年以下</b>の<b>懲役</b>又は<b>10万円</b>  <b>以下</b>の<b>罰金</b>」となる。</p>	×